



地 方 厚 生 (支)局 医療課長 都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する 留意事項について」等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成24年9月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号) の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について

1 Iの3の(例)中「30mL」を「30g」に改める。

「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日 保医発0305第8号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの057の(3)の②のエを次のように改める。
 - エ 骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されている ものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されている こと。
 - i ポーラス状のタンタルによる表面加工
 - ii ポーラス状のチタンによる表面加工
- 2 別表のⅡの166を次のように改める。
 - 166 外科用接着用材料

定義

次のうち、(1)から(3)のいずれにも該当すること又は(4)及び(5)のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「アルブミン使用接着剤」であること。
- (2) アルブミンとグルタルアルデヒドの共有結合により、組織等の接着及び止血を目的として使用するものであること。
- (3) ホルムアルデヒドを含有しないこと。
- (4) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「中心循環系非吸収性局所止血材」であること。
- (5) ポリエーテル系含フッ素ウレタンプレポリマーからなる化合物で、血管吻合部の止血を目的として使用するものであること。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について (俸線の部分は改正部分)

	(特家の部分は以上部分)
改 正 後	現 行
I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定	Ⅰ 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定
方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項	方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項
3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)	3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)
に係る取扱い	に係る取扱い
⑩ 外科用接着用材料	90 外科用接着用材料
当該材料は、1回の手術につき30gを限度として算定する。	当該材料は、1回の手術につき30 <u>mL</u> を限度として算定する。

「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後

(別表)

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

057 人工股関節用材料

- (1) ~(2) (略)
- (3) 機能区分の定義
- (略)
- ② 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ(I)・特殊型(I) 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

- エ 骨との固定力を強化するための以下の<u>いずれかの</u>加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
 - <u>i</u> ポーラス状のタンタルによる表面加工
 - ii ポーラス状のチタンによる表面加工
- ③~16 (略)
- 166 外科用接着用材料

定義

<u>次のうち、(1)から(3)のいずれにも該当すること又は(4)及び(5)のいずれに</u>

<u>も該当すること。</u>

- (1) ~(3) (略)
- (4) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「中心循環系非吸収性局所止血材」であること。

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

057 人工股関節用材料

- (1) ~(2) (略)
- (3) 機能区分の定義
- ① (略)
- ② 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ(I)・特殊型(I) 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

エ 骨との固定力を強化するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。

ポーラス状のタンタルによる表面加工

③~16 (略)

166 外科用接着用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) ~(3) (略)

(5) ポリエーテル系含フッ素ウレタンプレポリマーからなる化合物で、 血管吻合部の止血を目的として使用するものであること。